

公 告

令和6年度芦刈鉦害排水機場維持管理事業三王崎排水機場1号ポンプ設備等改修工事について、条件付一般競争入札実施要領に基づき条件付一般競争入札（事前審査型）を行いますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

令和6年3月28日

小城市長 江里口 秀次

1 工事の概要

- (1) 工事名 令和6年度 芦刈鉦害排水機場維持管理事業
三王崎排水機場1号ポンプ設備等改修工事
- (2) 工事場所 小城市芦刈町 三王崎 地内
- (3) 工事内容 1号主ポンプ設備（改修）
 - ・ 駆動エンジン更新 水冷ディーゼルエンジン 273kw
 - ・ 減速機更新 平行軸歯車減速機 273kw
 - ・ 自家発電装置更新 盤搭載型 60kVA
 - ・ 補機設備増設 膨張タンク移設（旧自家発電装置用を再利用）、冷却塔新設
 - ・ 既設操作盤改造 増設機器回路組込
 - ・ 電気配線配管工事 更新、増設機器用
- (4) 予定工期 契約日から 令和7年3月28日まで
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 有

2 入札参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 令和6年度において、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（最新のものに限る。）における機械器具設置工事の総合評点（P）が1100点以上であり、かつ、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項により機械器具設置工事A級の認定を受けていること。
- (2) 過去10年間の実績において、公共工事での排水機場のポンプ設備（主ポンプ、減速機、エンジン、電気設備、自家発電機等排水運転に係る設備）工事を元請で、1件あたり50,000千円以上の施工実績を有すること。
- (3) 佐賀県内発注工事において排水機場のポンプ設備（主ポンプ、減速機、エンジン、電気設備、自家発電機等排水運転に係る設備）の新設又は更新工事（ただし、主ポンプ1台当たり排水能力1.0 m³/s以上）の実績を有すること。
- (4) 排水機場の主ポンプの製作工（自らの工場で作成したものに限る）及び据付工（新設、更新、増設）の能力を有すること。
- (5) 九州北部管内（佐賀県、福岡県、長崎県）に本店、支店又は営業所を有し、本工事の契約ができるものであること。また当該本支店、営業所にポンプ故障時に緊急対応可能な技術員が2名以上常駐していること。（出水期である7月～10月のポンプ稼働時に不具合が発生し

た際、6時間以内に現場立ち合いができる技術員が常駐していること。ここでいう技術員とは技術士又は、1級・2級ポンプ施設管理技術者の資格を有しているものとする。）

- (6) 当該工事について、排水機場のポンプ設備の新設・更新工事又は修繕工事の施工経験を有する、建設業法第26条に規定する国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を工事場所での工事期間に専任で配置し得る者であること。（現地工事が行われておらず、機器を製作しているのみの期間は含まない）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- (8) 令和5・6年度の小城市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (9) 本工事の入札参加資格確認書の提出期限日から開札の日までの間において、佐賀県及び小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (10) 本工事の入札参加届提出期限日以前6か月前から開札の日までの間、金融機関等において不渡り手形等を出していない者であること。
- (11) 本工事の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。
- (12) 本工事の入札参加申請を行う他の建設業者と資本又は人事面において、強い関連がないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 提出資料の資格審査により入札参加資格を確認し、令和6年4月16日（火）に入札参加資格確認通知を行うものとする。
- (2) 本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知を受けたものに限る。

4 入札参加資格確認申請書及び提出資料

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 同種工事の施工実績調書及び実績を証する書類（様式第6号）
- (3) 配置予定技術者調書及び経験を証明する書類（様式第7号）
- (4) 支店・営業所に係る技術者配置状況調査（様式第8号）
- (5) 営業所一覧表（様式第9号）
- (6) 経営事項審査結果通知書の写（有効期限内の最新のもの）
- (7) 現在事項全部証明書（公告日の翌日以降の最新のもの）
- (8) その他添付書類

○様式については、小城市ホームページ[<https://www.city.ogi.lg.jp>]に掲載しておりますので、ダウンロードするか、下記受付場所に問い合わせください。

5 入札参加資格確認申請書及び提出資料の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和6年3月28日（木）から令和6年4月11日（木）まで
（土曜日、日曜日を除く。）午前9時から午後4時まで
- (2) 受付場所 〒845-0021 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2
小城市役所 建設部 建設課 管理係
電話：0952-37-6120 FAX：0952-37-6165
- (3) 提出方法 持参による

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。
- (2) 前記の説明を求める場合は、通知をした翌日から起算して5日（小城市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない）以内に、説明を求めることができる。この書面の提出先は小城市役所 建設部 建設課とする。
- (3) 入札参加資格がないと認められた理由について書面により説明を求められたときは、説明を求めることが出来る最終日の翌日から換算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。
- (4) 前記の回答に不服がある者は、入札参加資格がないと認められた理由の説明を受けた日から7日（休日を含まない。）以内に書面により苦情の申立てをおこなうことができる。この書面の提出先は小城市役所 建設部 建設課とする。
- (5) 前記による苦情の申立てが行われた場合には、入札又は契約の中止、解除等が行われる場合がある。
- (6) 苦情の申立てについては、小城市入札者指名等審査委員会において審議する。

7 資料の閲覧

入札参加申込者に対する本工事の特記仕様書、関係図面、金抜設計書、その他見積りに必要な資料及び契約書案（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、次のとおり行う。

- (1) 閲覧期間 令和6年3月28日（木）から令和6年5月13日（月）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧場所 小城市役所 建設部 建設課 管理係
〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2 電話 0952-37-6120
- (3) 複写申込 御希望の際は、ダウンロード用 URL を送付します。閲覧場所で申し出ること。

8 入札及び開札

本入札方法は、小城市電子入札執行要領に基づく電子入札とする。

- (1) 入札期間 令和6年5月10日（金）午前8時30分から令和6年5月13日（月）午後5時までの電子入札システム稼働時間
- (2) 開札日時 令和6年5月14日（火）午前9時30分から
- (3) 開札場所 小城市役所西館2階会議室

9 その他

- (1) 入札保証金 小城市財務規則（平成17年小城市規則第38号）第85条第1項第1号又は第2号の規定に基づくときは、入札保証金の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、小城市財務規則第104条第2項の規定に基づくときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 落札者の決定

落札者は、入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格）以下の価格で入札書比較最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格を提示した者を落札者とする。

また、落札となるべき同価格の入札を行った者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(4) 契約の方法、契約締結の時期及び工事費の支払い方法

- ① 契約は、小城市建設工事請負契約約款により契約する。
- ② 完成前の工事費の支払いについては、小城市建設工事請負契約約款に定めるところにより行う。

(5) その他

- ① 小城市建設工事最低制限価格制度事務処理要領の規定により最低制限価格を設定している場合は、見積もった入札金額が最低制限価格を下回る価格の時は、直ちに失格とする。
- ② 入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用について設計図書等に記載された処理方法等により積算した上で入札すること。また、落札者は落札決定後に分別解体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行うこと。
- ③ 小城市発注の工期が重複する近接した工事を、同一業者が落札し契約した場合は、設計変更により諸経費の調整を行う。
- ④ 前金払 有（契約金額の 40%以内）
- ⑤ 部分払 有（小城市財務規則第 62 条第 3 項の規定による。）
- ⑥ 入札心得については、下記へ問い合わせください。

10 問い合わせ先

この工事の質問は、令和 6 年 4 月 25 日（木）午後 1 時までに下記問い合わせ先へ書面で送付してください。（FAX 可）なお、質問事項に対する回答は、入札参加者すべてに行います。

問い合わせ先 小城市役所 建設部 建設課 管理係
〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

電話番号 0952-37-6120

FAX 番号 0952-37-6165

メールアドレス kensetsu@city.ogi.lg.jp